

閲覧用

令和4年度加美町農業委員会
第11回定例総会議事録

令和5年2月27日（月）

加美町小野田支所 2階会議室

加美町農業委員会

令和4年度第11回定例総会 議事録

1 開催日時 令和5年2月27日(月)午後1時30分～午後2時2分

2 開催場所 加美町小野田支所 2階会議室

3 出席委員(16名)

| | | |
|---------|-----|-----------|
| 会 長 | 16番 | 板 垣 文 一 |
| 会長職務代理者 | 15番 | 小 山 京 子 |
| 委 員 | 1番 | 高 橋 秀 生 |
| 〃 | 2番 | 杉 村 昭 宏 |
| 〃 | 3番 | 猪 股 弘 |
| 〃 | 4番 | 佐 藤 と も |
| 〃 | 5番 | 今 野 修 |
| 〃 | 6番 | 中 村 貴 美 子 |
| 〃 | 7番 | 山 本 成 |
| 〃 | 8番 | 青 木 拓 也 |
| 〃 | 9番 | 尾 形 徳 夫 |
| 〃 | 10番 | 畠 山 智 史 |
| 〃 | 11番 | 三 浦 良 人 |
| 〃 | 12番 | 星 榮 喜 |
| 〃 | 13番 | 坂 上 昌 哉 |
| 〃 | 14番 | 佐 藤 健 喜 |

4 議事日程

| | | |
|-------|------------|--------------------------|
| 日程第1 | 議事録署名委員の指名 | |
| 日程第2 | 会期の決定 | |
| 日程第3 | 会議書記の指名 | |
| 日程第4 | 報告第26号 | 非農地証明書交付について |
| 日程第5 | 報告第27号 | 農地法第18条第6項の規定による通知について |
| 日程第6 | 報告第28号 | 農地転用許可後の工事完了報告について |
| 日程第7 | 議案第34号 | 農地法第3条の規定による別段の面積の廃止について |
| 日程第8 | 議案第35号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第9 | 議案第36号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 日程第10 | 議案第37号 | 農用地利用集積計画の審査について |
| 日程第11 | 議案第38号 | 農用地利用配分計画(案)について |

5 説明のため出席した職員

| | |
|---------------|---------|
| 農業委員会事務局長（書記） | 庄 司 一 彦 |
| 農業委員会事務局次長 | 今 野 典 子 |
| 農業委員会事務局農地係長 | 畠 山 明 大 |

6 議事の経過及び結果

次のとおり。

第 1 1 回定例総会 議事の経過及び結果

〈午後 1 時 3 0 分 開会〉

* 事務局（庄司一彦事務局長） それでは定刻前ではございますが、只今より令和 4 年度加美町農業委員会 第 1 1 回定例総会を開催いたします。

農業委員会 会議規則第 4 条の規定により、会長が議長となりまして、議事を進行していただきます。会長よろしく申し上げます。

* 議長（板垣文一会長） ただいまの出席委員は 1 6 名です。定例総会の定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 議事録署名委員の指名

* 議長（板垣文一会長） 日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、1 5 番 小山京子委員、2 番 杉村昭宏委員にお願いいたします。

日程第 2 会期の決定

* 議長（板垣文一会長） 日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例総会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

— 「異議なし」 の声あり —

* 議長（板垣文一会長） ご異議なしと認め、会期は本日 1 日間と決定いたしました。

日程第 3 会議書記の指名

* 議長（板垣文一会長） 日程第 3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局長 庄司一彦君を指名いたします。なお、本定例総会の事務従事者として事務局長以下の関係職員を任命します。

それでは、議案の審議に入ります。

日程第4 報告第26号 非農地証明書の交付について

*議長（板垣文一会長） 日程第4、報告第26号 非農地証明書の交付について、事務局より報告いたします。

*事務局（畠山明大係長） 報告第26号、非農地証明書の交付について。このことについて、別紙のとおり非農地証明願があり、現地調査等による審査の結果、農地法の適用を受けないものであると認め、証明書を交付したので報告いたします。

令和5年2月27日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の非農地証明願は2件でございます。

報告書番号1

所在地 字矢越…番…の田 外1筆

現況 公衆用道路・雑種地

面積 合計518㎡

平成8年9月に農地法第5条転用許可を受け、駐車場及び資材置場として利用していたが、地目変更登記を行わないまま現在に至る。

報告書番号2

所在地 字原赤堀…番…の田 外2筆

現況 宅地

面積 合計328㎡

非農地となってから長年経過しており2月15日の現地調査で非農地判断

[以上2件の非農地証明書交付について説明]

*議長（板垣文一会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これにて報告第26号を終了いたします。

日程第5 報告第27号 農地法第18条第6項の規定による通知について

*議長（板垣文一会長） 日程第5、報告第27号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告いたします。

*事務局（今野典子次長） 報告第27号 農地法第18条第6項の規定による通知について。このことについて、別紙のとおり通知があったので報告いたします。
令和5年2月27日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。
今月の農地法第18条第6項の規定による通知は12件でございます。

報告書番号1

所在地 字長清水裏…番の田
面積 3,065㎡
農地中間管理事業の推進に関する法律

報告書番号6

所在地 字南小路一番…番…の畑 外3筆
面積 合計3,940㎡
基盤強化促進法

報告書番号7

所在地 宮崎字東裏…番の田
面積 3,060㎡
農地法3条

申請番号2番から5番及び8番から12番 議案書のとおり

〔 以上12件の賃貸借の合意解約について説明 〕

*議長（板垣文一会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これにて報告第27号を終了いたします。

日程第6 報告第28号 農地転用許可後の工事完了報告について

*議長（板垣文一会長） 日程第6、報告第28号 農地転用許可後の工事完了報告について、事務局より報告いたします。

*事務局（畠山明大係長） 報告第28号 農地転用許可後の工事完了報告について。このことについて、別紙のとおり工事完了報告書の提出があったので報告いたします。令和5年2月27日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。
今月の農地転用許可後の工事完了報告は3件でございます。

報告書番号1

居宅建築

許可地 下新田字新田…番…

面積 487㎡

令和4年11月21日完了

報告書番号2

共同住宅敷地及び一部家庭菜園

許可地 字一本杉…番… 外3筆

面積 合計3,021㎡

令和5年1月27日完了

報告書番号3

格納庫建設

許可地 字長清水北一番…番…

面積 452㎡

令和4年12月27日完了

[以上3件の工事完了報告について説明]

*議長（板垣文一会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これにて報告第28号を終了いたします。

日程第7 議案第34号 農地法第3条の規定による別段の面積の廃止について

*議長（板垣文一会長） 日程第7、議案第34号 農地法第3条の規定による別段の面積の廃止について、事務局より議案の説明をさせます。

*事務局（庄司一彦事務局長） 議案第34号 農地法第3条の規定による別段の面積の廃止について。このことについて、農地法第3条の規定による別段の面積を廃止したいので審議されたい。

令和5年2月27日提出。加美町農業委員会会長、板垣文一。

別段の面積の廃止

空き家に付属した農地に限定した設定(平成30年10月25日、加美町農業委員会告示第11号)については、令和5年3月31日付で廃止とする。

農地の権利取得にあたっては、農地法第3条第2項第5号で、取得後の農地面積が50a以上となることが要件となっております。ただし農業委員会が、農地法施行規則に定める基準の範囲内で別段の面積を定め告示したときは、当該面積が下限面積となります。本町農業委員会では、「空き家に付属した農地に限定した面積1a」について、平成30年10月25日に告示し設定しております。令和5年4月1日施工の、農業経営基盤強化促進法、農地法の一部改正により下限面積の要件が廃止され、別段の面積の設定においてもその効力が失われることから、改正法施行の前までに廃止するための手続きを行うことが必要になったものであります。

*議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。これまで空き家に付属した農地へ別段の面積の設定をしておりましたが、5反歩の要件が4月から廃止になるということで、それに伴い別段の面積も廃止となるものでございます。今後、農地を求める場合の面積要件がなくなるということです。

ではこれより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第34号 農地法第3条の規定による別段の面積の廃止についての採決を行います。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって議案第34号 農地法第3条の規定による別段の面積の廃止については、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第8 議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について

*議長（板垣文一会長） 日程第8、議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。

*事務局（今野典子次長） 議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記農地について農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。

令和5年2月27日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の農地法第3条の許可申請は5件でございます。

申請番号1

申請地 上狼塚字中島の田 2筆

面積 合計55㎡

耕作者へ売買するもの

申請番号2

申請地 柳沢字諏訪の田 8筆

面積 合計1,901㎡

耕作者へ売買するもの

申請番号3・4

申請番号2と同一耕作者へ売買

申請番号5

申請地 小泉字中大道の田 2筆

面積 合計760㎡

耕作者へ賃貸借するもの

[以上5件の許可申請について説明]

*議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、申請番号1番について、5番 今野修委員お願いします。

*5番（今野修委員） 申請地は上狼塚字中島の2筆、登記簿・現況共に田であり、面積は55㎡でございます。譲渡人、譲受人へ聴取り調査の結果、地域調和要件に支障ないものと判断いたしました。以上です。

*議長（板垣文一会長） ご苦労様でした。次に申請番号2番から4番について、私板垣が報告いたします。

申請番号2番から4番は関連した案件ですので一括で報告させていただきます。

譲受人は全て同一となっております、栗原市のA氏へは電話にて聴取り調査を行いました。譲渡人のB氏とC氏には直接お会いし、D氏へは電話で聴取りを行いました。申請地は柳沢諏訪と谷地森佐野で住所は違いますが、柳沢地区県道沿いの一カ所にまとまっている農地でございます。今回A氏が一括して購入し耕作するというので、3件とも売買による所有権移転の案件となります。調査の結果、地域調和要件に支障のないものと判断しました。以上です。

*議長（板垣文一会長） 次に申請番号5番について、11番 三浦良人委員お願いします。

*11番（三浦良人委員） 2月21日、譲渡人、譲受人に聴き取り調査を実施いたしました。お話を伺ったところ特段問題はなく、地域調和要件に支障ないものと判断しました。以上です。

*議長（板垣文一会長） ご苦労様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程第9 議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請について

*議長（板垣文一会長） 日程第9、議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。

*事務局（畠山明大係長） 議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請について。下記農地を農地以外の目的に供するため農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。

令和5年2月27日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の農地法第5条の許可申請は1件でございます。

申請番号 1

申請地 上狼塚字東北原…番…

面積 436㎡

申請事由 売買による居宅建築

事業資金 自己資金…万円 / 借入金…万円

事業計画 令和5年5月1日着工予定 / 令和5年12月31日完成予定

申請地は加美町役場の北北東約2.5kmに位置し、上狼塚集落内に介在する農地ですが、南側に隣接する圃場と一体化し「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域」を形成していることから、第1種農地と判断いたしました。

現在、中新田市街地の借家に居住する受人が居宅の建築を考え、車通りが少なく閑静で小学校も徒歩圏内の申請地を選定したもので、用途が住宅であり「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当することから、やむを得ないと判断いたしました。

〔 以上1件の許可申請について説明 〕

* 議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、6番 中村貴美子委員お願いします。

* 6番（中村貴美子委員） 2月15日、庄司局長、畠山係長、佐藤とも委員、今野修委員、私の5名で現地を確認して参りました。

現地ではE社のF氏が立会いのもと説明を受けました。申請者のG氏は居宅建設を考え、静かで子供の小学校も近いということからこの土地を選定したようです。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無としまして、盛土は行わず砂利敷きとするため土砂の流出はございません。雨水は既存水路へ放流、生活雑排水は公共下水道へ接続するため支障はないものとし、許可相当と判断いたしました。以上です。

* 議長（板垣文一会長） ご苦労様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

— 「はい」 の声あり —

* 議長（板垣文一会長） はい、2番 杉村委員。

* 2番（杉村昭宏委員） 今回の申請地の周辺は、既に農地ではないのでしょうか。

* 事務局（畠山明大係長） 30ページの地図の斜線部分が今回の申請地なのですが、西側…ははまだ農地となっております。さらに西側の…、…に関しましては、以前転用許可が出ておまして、現地調査時には既に住宅が建設されており、宅地となっている状況でございます。ただし、…と道路を挟んだ南側の農地がございますので、接続している部分としてはかなり細いのですが、完全に農地と切

り離されていなければ第1種農地と判断するよう農政局から指導されましたので、今回は第1種農地と区分いたしました。

* 2番（杉村昭宏委員） ……は田ではなくて畑ですか。周りに田を残して、取水等の問題が出てくる場合もありますので、その関係で確認させていただきたいのですが。

* 事務局（畠山明大係長） ……、また今回の申請地に関しまして、地目は田となっておりますが、土地改良区等の受益地にはなっておりません。

* 議長（板垣文一会長） 他に質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

* 議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

* 議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

日程第10 議案第37号 農用地利用集積計画の審査について

* 議長（板垣文一会長） 日程第10、議案第37号 農用地利用集積計画の審査について、事務局より議案の説明をさせます。

* 事務局（今野典子次長） 議案第37号 農用地利用集積計画の審査について。下記農地について農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審査決定を求められたので審議されたい。

令和5年2月27日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の農用地利用集積計画の審議は、売買7件、賃貸借16件でございます。

申請番号1

| | |
|---------|-------|
| 申請地 | 字矢越の田 |
| 面積 | 999㎡ |
| 権利移動の種別 | 売買 |
| 売買金額 | 総額…万円 |

申請番号 2
申請地 四日市場字岡ノ内の畑 外 5 筆
面積 合計 7, 3 3 5 m²
権利移動の種別 売買
売買金額 総額…万円

申請番号 3
申請地 平柳字川南の畑 外 2 筆
面積 合計 2, 4 2 0 m²
権利移動の種別 売買
売買金額 総額…万円

申請番号 8
申請地 下新田字松木の田
面積 2, 8 8 9 m²
権利移動の種別 賃貸借
借賃 1 0 a あたり…円

申請番号 9
申請地 下新田字小路合の田 外 8 筆
面積 合計 1 6, 8 4 8 m²
権利移動の種別 賃貸借
借賃 1 0 a あたり…円 / …円

申請番号 1 0
申請地 上狼塚字熊野堂前一番の田 外 7 筆
面積 合計 3, 9 8 8 m²
権利移動の種別 賃貸借
借賃 1 0 a あたり…円

申請番号 4 番から 7 番及び 1 1 番から 2 3 番 議案書のとおり

[以上 2 3 件の集積計画について説明]

* 議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。これより審議を行います。質疑
ございませんか。

— 「なし」 の声あり —

* 議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これよ
り、議案第 3 7 号 農用地利用集積計画の審査についての採決を行います。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第37号 農用地利用集積計画の審査については、原案のとおり決定いたしました。

日程第11 議案第38号 農用地利用配分計画(案)について

*議長（板垣文一会長） 日程第11、議案第38号 農用地利用配分計画(案)について、事務局より議案の説明をさせます。

*事務局（今野典子次長） 議案第38号 農用地利用配分計画(案)について。このことについて農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により意見を求められたので審議されたい。

令和5年2月27日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の農用地利用配分計画(案)は2件でございます。

申請番号1

申請地 字新空沼の田 外7筆
面積 合計23,834㎡
権利移動の種別 賃貸借
借賃 10aあたり…円
貸付期間 県認可日の翌日から令和9年12月31日

申請番号2

申請地 字長清水裏の田 外4筆
面積 合計11,760㎡
権利移動の種別 賃貸借
借賃 10aあたり…円
貸付期間 県認可日の翌日から令和9年12月31日

[以上2件の計画案について説明]

*議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。審議に入る前に議案第38号につきましては、委員が当事者である事案があります。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、当事者は議案の審議に参加することができません。参加できない委員は、申請番号1番について9番 尾形徳夫委員です。

9番 尾形徳夫委員は、1番の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

[委員退室 午後2時00分]

*議長（板垣文一会長） これより申請番号1番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより申請番号1番についての採決を行います。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、申請番号1番については、原案のとおり決定いたしました。
それでは、9番 尾形徳夫委員の入室を許可します。

[委員入室 午後2時1分]

*議長（板垣文一会長） 続いて申請番号2番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより申請番号2番についての採決を行います。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第38号 農用地利用配分計画(案)については、原案のとおり決定いたしました。

*議長（板垣文一会長） 以上をもちまして、本日の案件はすべて議了いたしました。これで令和4年度加美町農業委員会 第11回定例総会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでした。

〈午後2時2分 閉会〉

この議事録は、事務局長 庄司一彦が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、署名押印する。

令和5年2月27日

議 長 板 垣 文 一

署名委員 小 山 京 子

署名委員 杉 村 昭 宏